# 令和3年度財政投融資計画編成 における政策評価の活用

令 和 3 年 3 月 理 財 局

# ◆ 主な活用事例

### 《独立行政法人住宅金融支援機構》

〇 住宅資金融通事業(東日本大震災関連)

## <施策の概要>

○ 東日本大震災に係る災害復興住宅融資の申込期間の延長(令和2年度末→令和7年度末)。

## <要求省庁・機関における政策評価>

## ① 政策的必要性

住宅金融支援機構では、被災者の自力での住宅再建を支援するため、災害でり災した家屋 等の復旧(建設・購入・補修)に対し、低利な資金の貸付けを実施しているところ。

『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針』(令和元年 12 月 20 日閣議決定)において、地震・津波被災地域に対する支援期間が5年間延長(令和7年度末まで)され、「国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組む」とされていることから、機構が行う災害復興住宅融資についても令和7年度末まで申込期間を延長する必要がある。

#### ② 民業補完性

災害復興住宅融資は、長期・固定・低利な資金供給を行うことが必要であるため、民間金融機関では対応が困難である。

#### ③ 有効性

災害による被災者の住宅の自立再建支援のため、長期・固定・低利の災害復興住宅融資を 実行する。

#### ④ その他(財務の健全性への影響等)

償還確実性については、補給金に頼らない自立的経営を行うこととし、最大限の自助努力を前提とした財政融資資金の繰上償還(補償金免除)等の効果により、平成23年度をもって補給金等を廃止していることから懸念はない。



#### <理財局における政策評価>

政策的必要性(①)については、政府方針を踏まえた申込期間の延長(令和2年度末→令和7年度末)であり、また、自力での住宅再建を実現するため、災害発生時に地域により偏在なく低利な資金供給を行うものであることから、認められる。

民業補完性(②)については、全国の地域に隔たりなく、り災により資産を毀損した被災者に対して住宅再建のための長期・固定・低利の資金を供給し、被災地における災害復興を支援することは、民間金融機関では対応困難であることから、認められる。

有効性(③)については、個人向け住宅融資は金利変動リスクを低減させる観点から長期・固定の資金ニーズが高い分野であり、低利の財政融資資金を活用することで、被災者による住宅の自立的な早期再建を促進することができることから、認められる。

財務の健全性への影響等(④)については、新規融資については補給金に頼らない自立 的な経営が実施されており、特段の問題はない。法人全体、住宅資金貸付等勘定のいずれ においても利益が計上されている。



## <政策評価の結果>

り災した住宅の自力での復興支援を目的とした災害復興住宅融資については、財政投融資を活用することにより、長期・固定・低利の資金を供給することが可能となり、政府方針を踏まえた震災からの復旧・復興に寄与することから、申込期間の延長を認めることとした。

230